

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が患者様にご説明する重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

2. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことなどにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師に遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

3. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通 常 の 勤 務 体 制
薬剤師	6 名	・常勤者 (1 名) ・非常勤者 (5 名)
事務職員	3 名	・常勤者 (1 名) ・非常勤者 (2 名)

4. 担当薬剤師

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯しておりますので、必要な場合はいつでもその掲示をお求めください。
- ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③当事業所は担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

5. 営業日時

当事業所の営業日時は、保険薬局営業時間と同じです。

6. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとっています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

7. 利用料

サービスの利用料は以下の通りです。

介護保険制度の規定により以下の通り定められています。

① 居宅療養管理指導サービス提供料として

居宅療養管理指導費

1. 単一建物居住者が1人の場合 1割負担 518円 2割負担 1036円 3割負担 1554円

2. 単一建物居住者が2～9人の場合 1割負担 379円 2割負担 758円 3割負担 1137円

3. 単一建物居住者が10人以上の場合 1割負担 342円 2割負担 684円 3割負担 1026円

・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

但し、がん末期患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

・1回につき100円（①に加算）

注1）上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担頂きます。

注2）上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。

算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係わるサービス利用料は同じです。

8. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば当薬局までご連絡ください。